

東京 住民側の敗訴確定

武蔵野「外環の2」訴訟

17/01/12
地下方式の東京外郭環状道路（外環道）の地上部に、都が計画する道路「外環の2」に関し、武蔵野市

にある予定地内の住民が、都の都市計画決定の無効確認などを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷（山崎敏充裁判長）は、住民側の上告を棄却する決定をした。十日付。住民側の訴えを退けた二審東京高裁判決が確定した。

外環の2は高架式高速道路として計画された外環道の側道として一九六六年

に外環道とともに都市計画決定された。二〇〇七年に外環道が地下方式に変更された後も、外環の2計画は残ったままになっている。

住民側は、外環道を地下化したのは地上部への影響を小さくするためなのに、外環の2計画を残すのは目的に反するなどとし、〇八年に提訴した。

一五年十一月の一審東京地裁判決は「都市計画決定は訴訟の対象となる行政処分には当たらない」などとして、住民側の訴えを退け、一六年四月の二審判決も支持していた。